

横浜市行政不服審査会答申
(第170号)

令和8年5月12日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「占用物件移設命令」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事案の概要

本件は、●土木事務所長（以下「処分庁」という。）が、令和●年●月●日、審査請求人に対し、審査請求人が平成●年●月●日から受けていた道路占用許可に係る●●橋及び●●橋に係る占用物件（以下「本件占用物件」という。）について、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 71 条第 2 項第 1 号に基づく占用物件移設命令（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、本件処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。

3 法令等の規定

別紙「関係法令等の定め」のとおり（同別紙で用いた略称は本文中でも用いることとする。）。

4 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件処分によって審査請求人に社会通念上の受忍義務の範囲を超える損失が生じる場合には、①憲法第 29 条第 3 項、②法第 72 条、③平成●年●月●日付け●●株式会社、●●株式会社に係る道路の占用物件等の移転等に要する費用の負担に関する覚書（以下「本件覚書」という。）及び平成●年●月●日付け●●株式会社及び●●株式会社に係る占用物件の移転等に要する費用の負担等に関する確認書（以下「本件確認書」という。）の趣旨などに基づき、損失補償がなされるべきであるところ、これを欠く本件処分は違法である。

(2) 本件覚書及び本件確認書は、それ自体、拘束力のある当事者間の規範であり、審査請求人は処分庁が本件覚書等に沿って補償することを信頼していたのであるから、その違反は、禁反言かつ信頼破壊として信義則に違反する。本件覚書及び本件確認書に違反して行われた本件処分は、信義則違反により処分庁の裁量権を逸脱し、又は濫用するものとして違法である。

(3) 本件処分により、審査請求人は、本件占用物件に係る多大な移転費用を負担せざるを得なくなるが、これについて損失補償を受けることができるの

か否か、これを受けることができるとしてその金額が定まらないという著しく不安定な地位に置かれることとなり、憲法第 29 条により保障された財産権の違法な侵害がある。

本件処分は憲法違反であり、処分庁の裁量権を逸脱し、又は濫用するものとして違法である。

5 処分庁の主張の要旨

- (1) 本件処分の要件は、法の定めるところにより、専ら「道路工事の必要性の有無に関連する事実」によって判断されるのであって、本件覚書及び本件確認書が定める横浜市と審査請求人との間の移転費用の負担に関する問題が、本件処分の実体的な違法性を判断する場合に考慮の対象となる余地はない。

また、審査請求人が本件処分に伴う損失補償を求めるための手続としては、法第 72 条第 2 項、第 44 条第 6 項及び第 7 項並びに土地収用法第 94 条の規定を準用し、収用委員会に対する裁決申請、さらには、土地収用法第 133 条第 2 項に基づく損失の補償に関する訴えによるべきところ、かかる場合、土地収用法第 132 条第 2 項及び第 133 条、行政不服審査法第 7 条第 1 項第 5 号の規定並びに関連する判例の趣旨からして、原処分を対象とする本件審査請求における不服申立ての理由として損失補償についての不服を主張することは許されない。

- (2) 信義則違反を理由に行政機関の行為が違法になるためには、行政庁が被処分者に信頼を抱かせるような一定の公的見解を示したため、被処分者がこの見解を信頼して、その信頼に基づく行動をとったこと等の事実関係が必要である。本件覚書及び本件確認書は、審査請求人との間で日常的に生じる大量の損失補償に係る事務について、あらかじめ一定の基準を設け、事務手続の簡素化・効率化を図る目的で合意されたものであって、個別具体的な事案について処分庁が審査請求人に対して補償を行うことを約束したものでない。また、審査請求人は、本件覚書及び本件確認書に基づく補償が実行されるものと信頼して、その信頼に基づき本件占用物件を設置したものでない。
- (3) ●●橋及び●●橋の築年数からして、補修工事により本件占用物件を移設する必要があることは当然に予見することができるから、審査請求人に生じる移設費用等の損失は、社会通念上の受忍義務の範囲を超えるもので

なく、財産権に対する内在的制約というべきものである。また、上記(1)のとおり、審査請求人が本件処分に伴う損失補償を求めるための手続としては、収用委員会に対する裁決申請、更には損失の補償に関する訴えが存在しており、仮に認められなかったとしても憲法第29条第3項に基づき、横浜市に対して直接補償を求める権利があるから、審査請求人が著しく不安定な地位に置かれたり、権利が奪われたりすることとはならない。

6 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「7 判断理由」に記載のとおりとしている。

7 審査会の判断

当審査会の判断理由は、次のとおりである。

(1) 認められる事実

ア ●●橋（昭和●年架橋）及び●●橋（昭和●年架橋）について令和●年度にした橋梁定期点検で、その主桁及び床版の損傷が顕著であり、早期に措置が必要であると診断された結果、処分庁による法第42条に基づく橋梁補修工事が必要であり、そのためには審査請求人が設置した本件占用物件の移設が必要である。

イ 本件占用物件は、●●橋については昭和●年●月に、●●橋については昭和●年●月にそれぞれ添架され、その後更新及び修繕がなされている。

ウ 審査請求人は、●●事業を営する法人であり、資本金の額は●●円である。また、審査請求人は、令和●年●月●日付けで現在の商号に変更しており、旧商号は●●株式会社である。

エ 横浜市（甲）、審査請求人（乙）及び●●株式会社（丙）は、平成●年●月●日、本件覚書を締結した。

オ 本件覚書第4条柱書には、「甲または当該事業の施行者は、次の各号の一つに該当する場合は、乙又は丙に対して、●●等の移転等の措置を求めることができるものとし、これらに係る費用の負担については、当該各号後段のとおりとする。」と記載され、同条第1号には、「道路に関する工事のため、やむを得ない必要が生じ、道路区域内において又は道路区域外へ●●等の移転等の措置を行う必要が生じた場合。（道路法第71条第2項

第1号に該当する場合)」について、「この場合、当該●●等の移転等に要する費用は、乙又は丙の負担とする。」と記載されている。

カ 横浜市（甲）、審査請求人（乙）及び●●株式会社（丙）は、平成●年●月●日、本件確認書を締結した。

キ 本件確認書第3条には、「道路の区域内にある乙又は丙に係る●●等について、道路法第71条第2項第1号の規定に基づく移転等の監督処分を行う場合の損失補償費用は、次の各号を除き乙又は丙が負担するものとし、当該各号に規定する場合は三者協議の対象として負担割合を協議により決定することとする。」と記載され、同条第1号は、「次に掲げる項目の一に該当するため、移転等の工事費用が●●円以上となる場合。ただし、ウについては、移転等の工事費用が高率（10倍以上）となる場合も対象とする。」と記載され、「ア 大規模な工事が必要となる場合」、「イ 重要な占有物件を移転する場合」及び「ウ 特殊な方法により移転する場合」と記載されている。

ク 本件確認書を締結するにあたり、条文の解釈、協議内容、確認事項等について、甲乙丙間の三者間で確認、整理することを目的として作成された「●●株式会社及び●●株式会社に係る占有物件の移転等に要する費用の負担等に関する確認書」逐条解説の第3条の【解説】Ⅱ1(1)には、本件確認書第3条第1号の解釈について、「①大規模な工事が必要となる場合、②重要な占有物件を移転する場合、③特殊な方法により移転する場合については、通常に移転に比べて移転工事費用が多額になる可能性が考えられる。そこで、この3つの場合においては、当該工事費用が社会通念上の受忍の義務の範囲をこえるほどの著しい損失であると認められるか否かを判断するために、現時点における目安として、移転工事費用が●●円以上となる場合を三者協議の対象とするものである。」と記載されている。

ケ 処分庁は、平成●年●月●日、審査請求人に対し、●●事業の用に供するため、本件占有物件を含め、●区内全域の●●等について、同日から平成●年●月●日までの●か月間を占有期間とする道路占有許可を行い、以後、審査請求人は当該許可に基づき本件占有物件を設置していた。

コ 処分庁は、令和●年●月●日、審査請求人に対し、本件占有物件の移設を求め、支障物件の移設の必要性及び移設費用の負担の考え方（道路管理

- 者が移設補償すべき物件であるとは解されないとする内容)を通知した。
- サ 審査請求人は、令和●年●月●日、処分庁に対し、本件覚書及び本件確認書に基づき補償がなされないと移設が実施できないと回答した。
- シ 処分庁は、令和●年●月●日、審査請求人に対し、弁明の機会を付与するとともに、「橋梁の補修工事は貴社占有物件の添架当初から十分予見されるものであり、受忍義務の範囲を超えるとは考えられません。今回の維持管理のための補修工事は既存の覚書・確認書等により解釈するような例外的なものではなく、道路法第71条第2項第1号及び同法第72条の原則により解されるため、貴社の全額負担により移設すべきと考えます。」との見解を示した。
- ス 審査請求人は、令和●年●月●日、処分庁に対し、上記シの弁明の機会の付与に係る弁明書を提出した。
- セ 処分庁は、令和●年●月●日、審査請求人に対し、本件処分を行った。
- ソ 審査請求人から処分庁に提出された資料によれば、本件処分に係る移設に見込まれる費用は、●●橋について●●円、●●橋について●●円である。

(2) 争点に対する判断

ア 損失補償の有無と本件処分の違法性について

損失補償の有無と本件処分の違法性の関係性について、審査請求人は、損失補償がないことが本件処分の違法事由になると主張する。

しかし、道路管理者は、「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合」に監督処分（本件処分である占有物件移設命令もこれに含まれる。）をすることができる（法第71条第2項第1号）、損失補償を行うことは、同監督処分の要件とされていない。

また、損失補償制度は、本来、適法な権力の行使によって生じた損失を個人の負担とせず、平等原則によって国民の一般的な負担に転嫁させることを目的とする制度である。すなわち、損失補償は、権力の行使（処分）が適法に行われたことを前提として、処分によって生じた損失の帰属を事後的に調整するものであり、処分の適法性判断とは異なる場面の問題であるから、処分の適法性が損失補償の有無によって左右されることは、基本的にはないというべきである。

したがって、一般論として法第71条第2項第1号に基づく監督処分に

ついて損失補償が必要とされる場合があるとしても、同監督処分である本件処分の違法性又は不当性の判断に当たり、損失補償の要否の検討は要しない。

よって、損失補償が行われていないことをもって、本件処分が違法又は不当であるとする審査請求人の主張は認められない。

イ 覚書違反が本件処分の違法事由となるかについて（信義則違反の有無）

審査請求人は、損失補償無くして行われた本件処分は、本件覚書及び本件確認書（以下、併せて「本件覚書等」という。）に違反するものであり、行政上の信義則に違反するものとして本件処分を違法とすると主張する。

しかしながら、損失補償の有無が本件処分の違法性又は不当性に影響しないことは上記アで述べたとおりであり、損失補償に関する内容である本件覚書等によって、本件処分が違法又は不当となることはない。

なお、行政上の信義則違反が認められるための要素の一つとして、行政が示した見解を相手方が信頼し、これに従って相手方が行為を積み重ねてきた事実関係も重要となるところ、本件においては、審査請求人において本件覚書等が存在することを前提として一定の抽象的な修繕計画を立ててきたこと等の事実関係は認められるものの、当事者間で本件処分以前から本件にかかる●●橋及び●●橋の修繕方法や時期、その費用等を具体的に検討してきた形跡はなく、本件について損失補償が行われるとの前提で審査請求人において修繕に向けた具体的な準備が進んできていたという事実関係も見当たらない。

以上から、本件処分が行政上の信義則に違反するとの審査請求人の主張は認められない。

ウ 憲法違反と行政不服審査について

行政不服審査制度は、行政機関の内部的な不服審査制度であり、行政庁の行為について法令等に対する適合性及び妥当性を判断するものである。憲法適合性判断は、裁判所の権能であって、行政機関はこれを有さない。

したがって、審査請求人の憲法違反の点に係る主張については、判断を要しない。

エ その他

法第71条第2項第1号「道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合」の要件該当性については争いなく、該当性に疑義は認められ

ない。

その他、本件の事実関係に照らし、本件処分を違法又は不当として取り消すべき事情は見当たらない。

(3) 結語

以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

(4) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(5) 結論

以上のとおりであるから、6の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和5年8月9日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和5年8月30日	・弁明書等の提出期限に係る上申書の受理
令和5年9月8日	・弁明書等の提出期限再設定通知の送付
令和5年10月31日	・弁明書等の受理
令和5年11月2日	・弁明書（副本）の送付及び反論書等の提出依頼
令和5年12月22日	・弁明書に対する反論書及び回答書の受理
令和5年12月25日	・弁明書に対する反論書及び回答書（副本）の送付
令和6年1月24日	・再弁明書等の提出依頼
令和6年2月14日	・再弁明書等の提出期限に係る上申書の受理 ・再弁明書等の提出期限再設定通知の送付
令和6年3月29日	・再弁明書等の受理
令和6年5月1日	・再弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和6年7月12日	・再弁明書に対する反論書の受理
令和6年7月17日	・再弁明書に対する反論書（副本）の送付
令和6年7月29日	・再々弁明書等の提出依頼
令和6年8月23日	・再々弁明書等の提出期限に係る上申書の受理
令和6年8月27日	・再々弁明書等の提出期限再設定通知の送付
令和6年10月10日	・再弁明書に対する反論に対する弁明書等の受理
令和6年10月18日	・再弁明書に対する反論に対する弁明書の送付及び 再々反論書等の提出依頼
令和6年12月25日	・再々弁明書に対する反論書の受理
令和6年12月26日	・再々弁明書に対する反論書（副本）の送付
令和7年1月24日	・再々々弁明書の提出依頼
令和7年2月13日	・再々々弁明書等の提出期限に係る上申書の受理
令和7年2月21日	・再々々弁明書等の提出期限再設定通知の送付
令和7年3月26日	・再再弁明書に対する反論に対する弁明書等の受理
令和7年3月28日	・再再弁明書に対する反論に対する弁明書の送付及び 再々々反論書等の提出依頼

令和7年5月29日	・再々々弁明書に対する反論書の受理
令和7年6月2日	・再々々弁明書に対する反論書（副本）の送付
令和7年6月19日	・提出書類等閲覧等請求書の受理
令和7年6月23日	・提出書類等の閲覧等の決定
令和7年7月25日	・物件の提出要求
令和7年8月8日	・物件の受理
令和7年8月14日	・物件の提出通知
令和8年1月28日	・審理手続の終結
令和8年2月3日	・審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和8年2月10日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和8年3月10日	・調査審議
令和8年4月7日	・主張書面の受理
令和8年4月10日	・調査審議
令和8年5月12日	・調査審議

関係法令等の定め

道路法（昭和 27 年法律第 180 号。以下「法」という。）

（道路の維持又は修繕）

第 42 条 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

（第 2 項及び第 3 項省略）

（沿道区域における土地等の管理者の損害予防義務）

第 44 条 （第 1 項から第 5 項まで省略）

6 前項の規定による損失の補償については、道路管理者と損失を受けた者とが協議しなければならない。

7 前項の規定による協議が成立しない場合においては、道路管理者は、自己の見積もった金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服がある者は、政令で定めるところにより、補償金額の支払を受けた日から 1 月以内に収用委員会に土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 94 条の規定による裁決を申請することができる。

（道路管理者等の監督処分）

第 71 条 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定によつて与えた許可、承認若しくは認定（以下この条及び第 72 条の 2 第 1 項において「許可等」という。）を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、道路（連結許可等に係る自動車専用道路と連結する施設を含む。以下この項において同じ。）に存する工作物その他の物件の改築、移転、除却若しくは当該工作物その他の物件により生ずべき損害を予防するために必要な施設をすること若しくは道路を原状に回復することを命ずることができる。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

2 道路管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この法律又はこの法律に基づく命令の規定による許可等を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は措置を命ずる。

(1) 道路に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合

(第2号及び第3号並びに第3項から第7項まで省略)

(監督処分に伴う損失の補償等)

第72条 道路管理者は、第24条又は第32条第1項若しくは第3項の規定による承認又は許可を受けた者が前条第2項第2号又は第3号の規定による処分によつて通常受けるべき損失を補償しなければならない。

2 第44条第6項及び第7項の規定は、前項の規定による損失の補償について準用する。

3 道路管理者は、第1項の規定による補償の原因となつた損失が前条第2項第3号の規定による処分に因るものである場合においては、当該補償金額を当該事由を生じさせた者に負担させることができる。

土地収用法（昭和26年法律第219号）

(前3条による損失の補償の裁決手続)

第94条 前三条の規定による損失の補償は、起業者と損失を受けた者（前条第一項に規定する工事をするを必要とする者を含む。以下この条において同じ。）とが協議して定めなければならない。

2 前項の規定による協議が成立しないときは、起業者又は損失を受けた者は、収用委員会の裁決を申請することができる。

(第3項から第7項まで省略)

8 収用委員会は、前項の規定によつて申請を却下する場合を除くの外、損失の補償及び補償をすべき時期について裁決しなければならない。この場合において、収用委員会は、損失の補償については、裁決申請者及びその相手方が裁決申請書又は第6項において準用する第63条第2項の規定による意見書若しくは第6項において準用する第65条第1項第1号の規定に基いて提出する意見書によつて申し立てた範囲をこえて裁決してはならない。

(第9項から第12項まで省略)

(審査請求の制限)

第132条 (第1項省略)

2 収用委員会の裁決についての審査請求においては、損失の補償（第90条の3の規定による加算金及び第90条の4の規定による過怠金を含む。次条において同じ。）についての不服をその裁決についての不服の理由とすることができる。

きない。

(訴訟)

第 133 条 収用委員会の裁決に関する訴え（次項及び第三項に規定する損失の補償に関する訴えを除く。）は、裁決書の正本の送達を受けた日から 3 月の不変期間内に提起しなければならない。

2 収用委員会の裁決のうち損失の補償に関する訴えは、裁決書の正本の送達を受けた日から 6 月以内に提起しなければならない。

3 前項の規定による訴えは、これを提起した者が起業者であるときは土地所有者又は関係人を、土地所有者又は関係人であるときは起業者を、それぞれ被告としなければならない。

第 134 条 前条第 2 項及び第 3 項の規定による訴えの提起は、事業の進行及び土地の収用又は使用を停止しない。

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）

(処分についての審査請求)

第 2 条 行政庁の処分に不服がある者は、第 4 条及び第 5 条第 2 項の定めるところにより、審査請求をすることができる。

(不作為についての審査請求)

第 3 条 法令に基づき行政庁に対して処分についての申請をした者は、当該申請から相当の期間が経過したにもかかわらず、行政庁の不作為（法令に基づく申請に対して何らの処分をもしないことをいう。以下同じ。）がある場合には、次条の定めるところにより、当該不作為についての審査請求をすることができる。

(適用除外)

第 7 条 次に掲げる処分及びその不作為については、第 2 条及び第 3 条の規定は、適用しない。

(第 1 号から第 4 号まで省略)

(5) 当事者間の法律関係を確認し、又は形成する処分で、法令の規定により当該処分に関する訴えにおいてその法律関係の当事者の一方を被告とすべきものと定められているもの

(第 6 号から第 12 号まで及び第 2 項省略)